

第24回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年6月4日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

伊藤恵美，追分富子，小川直人，佐藤一夫，坪井有子，長谷川珠子，堀内明（委員長），吉武斉彦（五十音順，敬称略）

2 説明者

川井事務局長，河合首席家庭裁判所調査官，高橋首席書記官，富田主任書記官，川本調査官

3 係員

野中総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 報告

□ 前回の委員会以降に実行した施策の中で，これまでの委員会において各委員からいただいた意見と関係する事項について報告する。

「裁判所に来るだけで緊張する当事者の気持ちが和らぐよう工夫してはどうか。」との意見については，本庁の待合室にテレビとDVDプレーヤーを設置した。「郡山支部の書記官室が狭い。手続案内の際は，十分プライバシーに配慮する必要がある。」との意見については，これまで，書記官室の向かいにあった部屋を改修して書記官室を二室化し，手続案内時のプライバシーにより配

慮できる環境にした。「報道に携わる記者に対して、例えば少年審判のように法廷以外で行われている家裁の事件関係室を見学させてイメージを持ってもらうことはどうか。」との意見については、毎年、新たに司法担当となった記者に対して裁判所での取材活動についてレクチャーを行っているので、今年はその機会に施設見学の時間を設けた。

2 少年事件の傾向と課題

- 少年犯罪自体は減少傾向にあるが、その中でも振り込め詐欺での検挙が急増しているほか、初犯の年齢がこれまでは14歳だったものが13歳以下に低年齢化してきている。社会の変化とともに子どもたちも変わりつつあり、新たな課題である。我々大人がどのように向き合うべきかと思い、このテーマを提案した。

□【少年事件の手続の概要等】

少年審判手続の流れ及び少年保護事件の事件数の推移等を説明する。

少年審判手続は、罪を犯した少年等について、少年に本当に非行があるかどうかの確認をした上で、自己の非行について少年の内省を促し、再非行を防止するために、非行の内容や少年の抱える問題点に応じた適切な処遇を選択するための手続である。少年事件では、成人の刑事事件と異なり、捜査機関限りで事件を終了させることは認めず、すべて家裁に送致することになっている。少年審判では、非行事実の有無等に関する法的調査と、要保護性の判断のための資料収集等を行う社会調査を行う。要保護性の調査は、主として家庭裁判所調査官が行うが、調査の中で、少年や保護者に対して、少年の更生に必要な助言や指導を行うこともある。審判は、少年の問題性に応じた適切な処遇を選択するための手続であるが、審判の過程そのものが、少年の再非行防止に向けた教育的機能を果たすことになるため、裁判官は、少年に対し、非行の重大性や自分の問題点を理解させ、反省を深めさせるための工夫をしている。保護者に問題があるときは、保護者に対する指導も行う。最終的な処分には、調査の結果、

審判を経ずに事件を終局させる審判不開始決定、審判の結果、保護処分につかないで事件を終局させる不処分決定、非行事実が認められ、かつ要保護性が高い場合になされる保護処分決定がある。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致の3種類がある。ほかに、刑事処分が相当と認められる場合等になされる検察官送致決定などがある。

事件数の推移について見てみると、少年保護事件については、昭和60年をピークに減少している。福島家裁管内についても同様である。

□【少年事件における教育的措置について】

教育的措置とは、調査及び審判の過程で行われる、少年の立ち直りに向けた働き掛けのことを言う。少年事件のおよそ7割は、審判不開始決定又は不処分決定で終局している。処分なしで終局する事件のほとんどは、家裁において教育的措置が施され、その結果、少年の再犯の危険性が低減されたという理由である。法務省の平成26年度の統計によると、全国的に少年事件の数が減少している一方で、家裁が受理した事件のうち、再非行の少年の割合は34%に上っている。そのため、いかに効果的な教育的措置を施し、再非行を防止するかということが重要な課題となっている。教育的措置には、まず、調査や審判において、少年とのやりとりの中で行われる働き掛けがある。そのほか、講習型や体験型があるが、福島管内では、体験型に力を入れている。体験型の教育的措置は、社会奉仕活動等への参加を通じて、少年の気付きや変化を促すものである。社会奉仕活動を通して、自分も社会の役に立つことができるという自信を持つ機会となり、また、自ら体験して気付きを得ることにより、心に深く刻み込まれ、教育的措置の効果が持続することが期待される。最近では、少年と保護者とで話し合っただけでボランティア活動を考え、自主的に行ってもらおうという取組も始めている。社会への関心を高めることや、終わったときにより一層達成感を得ることができるという効果が期待される。活動はボランティア団体の協力を得ながら行っているが、協力いただける施設を新たに開拓していくこと

も課題となる。

- 体験型の教育的措置はどのように行われているか。
- 在宅で事件送致されている少年に対し、学校や仕事の休みを取らせて参加させている。
- 少年犯罪は減少しているが、再犯は増加しているとのことであるが、再非行に走る子どもの特徴にはどのようなものがあるか。教育的措置を執っても再犯をした場合には自動的に保護処分になるのか。
- 再犯が増加している原因については明らかになっていないところはあるが、再犯ではない少年の数が減っているということが言える。再犯する少年の数は変わらないので、相対的に増えていると言えるのではないか。ほとんどの子どもが犯罪をしなくなっている中で、そういう少年はどうしても集団の中で浮いてしまうので、繰り返してしまうということではないかと考えている。
- 少年事件を担当しているが、再非行をしたから、自動的に保護処分にするということは考えていない。少年事件は、犯した罪に応じて罰を与えるという刑事事件とは全く異なる。非行をきっかけにして、その少年のためにどうしたらよいかをみんなで考えるというスタンスである。やったこと自体は大したことがなくても、環境が悪い場合には、生活環境を変えなければならないということもある。教育的措置によって、一つの道しるべを与えることができた場合には、社会内での処遇も行う。裁判所としては、少年のためにと常に考えている。
- 再非行をする子どもは、家庭環境に問題があって繰り返すということも考えられるが、家族への介入はどの程度行っているのか。
- どこまで介入するかは難しいが、家族を抜きにしては考えられないことが多い。再犯については、その子どもの資質とその子どもを取り巻く環境の両方を考えなくてはならない。その家族を見ながら、どういう対応が良いかを考えている。

- なぜ非行に走ったかという原因と家族とのつながりは、ケースバイケースである。裁判官としては、審判という短い時間の中ではあるが、その原因を保護者にも一緒に考えてもらい、これから将来についてできることをみんなで共有していけるように配慮している。
 - 振り込め詐欺については、広い範囲で動いているようで、県外の子どもが福島県に来て実行したというケースがあった。低年齢化については、福島では実感はない。
 - 犯罪被害者や遺族の方が、審判を傍聴することができると思うが、傍聴された場合、被害者の目を意識することで、少年に何らかの影響があるのか。
 - 被害者の様子に触れることで、少年が気付くということはある。
 - 積極的に関与しない保護者がいた場合、どうするのか。
 - 関与を強制する制度はないが、調査官の調査や審判を通じて、親に働き掛けを行っている。親も余裕がなくなっているケースがほとんどである。どう巻き込むかはケースバイケースである。
 - 親の責任として関与してほしいと働き掛けは行うが、それでも関与してくれない場合は、少年友の会の方や弁護士に付添人になってもらったり、虐待等があつて家に帰れない場合には児童相談所や保護観察所の施設に入所させる場合もある。親への働き掛けは続けながら、親元へ返せない場合のことも考えなければならぬ。
 - 少年友の会の会員になっており、一度付添人をした経験もあるが、付添人がどこまでできるかは非常に難しい。
- 3 家庭裁判所の広報について
- 裁判所の広報活動は、裁判所の制度や仕組みを国民に正しく理解してもらい、裁判所への信頼を高め、また、裁判所をより身近に感じていただくために行っている。ただし、裁判所は、その職務の性質上、裁判所の中立性、公平性を厳に維持しなければならず、特に、家裁においては、その特性である、非公開性

やプライバシー保護等の観点から、法廷傍聴のように直接事件の進行を見聞きさせることができない。そこで、家裁では、ウェブサイトやリーフレット、法の日週間の行事等の広報ツールを利用して行っている。ウェブサイトの福島地家裁のページには、広報行事のお知らせのほか、家裁委員会の議事概要も掲載している。パンフレット、リーフレットは、裁判所の待合コーナーに備え付けてあるほか、各関係機関に配布している。広報行事については、国民の皆さんのニーズが把握できず、その内容の検討に当たっては苦慮しているところである。これまで、福島地家裁では、成年後年手続説明会や模擬家事調停などを行ってきた。成年後見手続説明会では、講義形式で説明だけをするのではなく、手続案内の実演を行ったり、裁判官等への質問コーナーを設けて、参加者に興味を持っていただける内容とした。

- 広報活動には、時間や人が必要である。裁判所にそれらの余裕がなければ、過重な負担となり、良くないのではないかと思う。
- 通常、利用者を対象とした広報を行うと思われるが、現在、法学部離れが進んでいるため、例えば、小中高生などを対象に、家裁ではこういう仕事をしている、という広報をしてはどうか。
- 社会人にとって、家裁は敷居が高い。家裁で相談した場合、そのことがもれるのではないかという不安がある。
- 秘密は厳に守っている。表に出ることは全くない。手続案内に来た方には、専用の部屋でお話を聞くようにしている。
- こういう場での意見を生かさなくてはと自戒はしているが、家裁は、弁護士がいないと来られないという場所ではない。裁判所に来られた方には、公平を失しないように注意しながら、労を厭わず対応しているつもりである。
- 例えば、中学生が見学に来たときなど、子ども用のパンフレットはあるのか。
- 子ども向けのDVDはあるが、パンフレットはない。
- 子どもが手に取って分かるものがあると良いと思う。

- 広報行事について、家裁だけではなく、地裁と合同で行ってはどうか。一般の人は、地裁、家裁の区別や、どちらでどのようなことをしているのかも分かっていないと思う。
- 普通は、裁判所に最初から相談に来ることはないと思う。ライフサポートセンターなど、民間で行っている暮らしの相談窓口などに行くと思うが、そういった窓口を担当している人向けに、家裁でどういうことをしているかを説明する機会を設けても良いのではないか。

第6 次回（第25回）開催について

1 日時

平成27年11月26日（木）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

- (1) 成年後見制度について
- (2) （追って定める。）

第7 閉会

以 上